

9 介護予防短期入所療養介護費  
イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注			注	注
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定数を超える場合 又は	医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数が基準に満たない場合	リハビリ体制(理学療法士等の配置)が強化され、個別リハビリテーション計画に基づきリハビリテーションを行う体制にある場合	利用者に対して送迎を行う場合
(1)介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一)介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)<従来型個室>	要支援1(〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	1日につき +〇〇単位
		要支援2(〇〇単位)				
	(二)介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(II)<多床室>	要支援1(〇〇単位)				
		要支援2(〇〇単位)				
(2)ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一)ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)<ユニット型個室>	要支援1(〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	1日につき +〇〇単位
		要支援2(〇〇単位)				
	(二)ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(II)<ユニット型準個室>	要支援1(〇〇単位)				
		要支援2(〇〇単位)				
(3)緊急時施設療養費	(一)緊急時治療管理(1月に1回3日を限度に、1日につき〇〇単位を算定) (二)特定治療					
(4)栄養管理体制加算	(一)管理栄養士配置加算(1日につき 〇〇単位を加算)					
	(二)栄養士配置加算(1日につき 〇〇単位を加算)					
(5)療養食加算	(1日につき 〇〇単位を加算)					

----- : 緊急時治療管理と特定治療は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ PT・OTによる人員配置減算を適用する場合には、個別リハビリテーション加算は算定しない。

ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注				注	注	注	注											
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	施設基準の区分による療養環境減算	医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	利用者に対して送迎を行う場合									
(1)病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一)病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)看護<6.1>看護<4.1>	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1(〇〇単位)	-〇〇単位	×〇〇/100		-〇〇単位		病院療養病床療養環境減算(Ⅰ) -〇〇単位	-〇〇単位	夜間勤務等看護(Ⅰ) +〇〇単位	片道につき +〇〇単位									
		b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要支援2(〇〇単位)																		
		a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1(〇〇単位)																		
		b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要支援2(〇〇単位)																		
	(二)病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)看護<6.1>介護<5.1>	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1(〇〇単位)																		
		b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要支援2(〇〇単位)																		
		a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1(〇〇単位)																		
		b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要支援2(〇〇単位)																		
	(2)ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一)ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要支援1(〇〇単位)										×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	-〇〇単位		病院療養病床療養環境減算(Ⅱ) -〇〇単位	-〇〇単位	夜間勤務等看護(Ⅱ) +〇〇単位	
			要支援2(〇〇単位)																		
		(二)ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<ユニット型個室>	要支援1(〇〇単位)																		
			要支援2(〇〇単位)																		
(3)栄養管理体制加算	(一)管理栄養士配置加算(1日につき 〇〇単位を加算)																				
	(二)栄養士配置加算(1日につき 〇〇単位を加算)																				
(4)療養食加算	(1日につき 〇〇単位を加算)																				
(5)特定診療費	特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目																				

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。  
夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 療養病床を有する診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注			
(1)診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	a.診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要支援1 ( 〇〇 単位)	×〇〇/100	診療所療養病床療養環境減算(I) -〇〇単位	利用者に対して送迎を行う場合			
		要支援2 ( 〇〇 単位)						
		b.診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)<多床室>						
		要支援2 ( 〇〇 単位)						
	(二)診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)<看護・介護<3:1>	a.診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)<従来型個室>				要支援1 ( 〇〇 単位)	診療所療養病床療養環境減算(II) -〇〇単位	片道につき +〇〇単位
		要支援2 ( 〇〇 単位)						
		b.診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)<多床室>						
		要支援2 ( 〇〇 単位)						
(2)ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一)ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)<ユニット型個室>	要支援1 ( 〇〇 単位)	×〇〇/100	診療所療養病床療養環境減算(I) -〇〇単位	利用者に対して送迎を行う場合			
		要支援2 ( 〇〇 単位)						
	(二)ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)<ユニット型準個室>	要支援1 ( 〇〇 単位)						
		要支援2 ( 〇〇 単位)						
(3)栄養管理体制加算	(一)管理栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)							
	(二)栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)							
(4)療養食加算	(1日につき 〇〇単位を加算)							
(5)特定診療費								

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症患者療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注					
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出したもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出したもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	利用者に対して送迎を行う場合
(1)認知症患者型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一)認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<3:1>介護<6:1>	a.認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	-〇〇単位	×〇〇/100	片道につき +〇〇単位
		b.認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援2 (〇〇単位)						
		a.認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (〇〇単位)						
		b.認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護2 (〇〇単位)						
	(二)認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<4:1>介護<6:1>	a.認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (〇〇単位)						
		b.認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護2 (〇〇単位)						
		a.ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要介護1 (〇〇単位)						
		b.ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室>	要介護2 (〇〇単位)						
(2)ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一)ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<3:1>介護<6:1>	a.ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要介護1 (〇〇単位)						
		b.ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室>	要介護2 (〇〇単位)						
	(二)ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<4:1>介護<6:1>	a.ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要介護1 (〇〇単位)						
		b.ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室>	要介護2 (〇〇単位)						
(3)栄養管理体制加算	(一)管理栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)								
	(二)栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)								
(4)療養食加算									
(5)特定診療費									

〔 〕 : 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ホ 基準適合診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 基準適合診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)〈従来型個室〉	要支援1 ( 〇〇 単位)	×〇〇/100	片道につき +〇〇単位
	要支援2 ( 〇〇 単位)		
(2) 基準適合診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)〈多床室〉	要支援1 ( 〇〇 単位)		
	要支援2 ( 〇〇 単位)		
(3) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)		
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)		
(4) 療養食加算 (1日につき 〇〇単位を加算)			

10 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 専従の機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画を作成した場合	注 委託先である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費	要支援1 ( ○○ 単位)	×○○/100	+○○単位	
	要支援2 ( ○○ 単位)			
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (○○単位)				訪問介護 ○○単位 訪問入浴介護 ○○単位 訪問看護 ○○単位 訪問リハビリテーション ○○単位 通所介護 ○○単位 通所リハビリテーション ○○単位 福祉用具貸与 ※ただし、基本部分も合わせて○○単位を上限とする(要支援別別)

11 介護予防福祉用具貸与費

基本部分		注 特別地域介護予防福祉用具貸与加算
介護予防福祉用具貸与費 (現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	車いす	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算(個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度)
	車いす付属品	
	特殊寝台	
	特殊寝台付属品	
	床ずれ防止用具	
	体位変換器	
	手すり	
	スロープ	
	歩行器	
	歩行補助つえ	
認知症老人徘徊感知機器		
移動用リフト		

※ 支給要件については検討中。

## Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

### 介護予防支援費

基本部分	
イ 介護予防支援費 位)	(〇〇単
ロ 初回加算	(〇〇単位

# 地域密着型サービス

## I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 夜間対応型訪問介護費
- 2 認知症対応型通所介護費
- 3 小規模多機能型居宅介護費
- 4 認知症対応型共同生活介護費
- 5 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 6 地域密着型介護老人福祉施設サービス

## II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費



I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 3級訪問介護員により行われる場合
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	オペレーションセンターサービス (1月につき ○○単位)	×○○/100
	定期巡回型 (1回につき ○○単位)	
	随時対応型 1人対応の場合 (1回につき ○○単位)	
随時対応型 2人対応の場合 (1回につき ○○単位)		
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) (1月につき ○○単位)		

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- +○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位
- 単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位
- ×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○○/100
- +○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数 × ○○○/100

2 認知症対応型通所介護費

基本部分			注	注	注	注	注	
			2時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合	利用者の数が利用定員を超える場合 又は 看護・介護職員の数に満たない場合	6時間以上8時間未満の認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合	専従の機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画を作成した場合	入浴介助を行った場合	
イ 認知症対応型通所介護費(Ⅰ)	(1) 認知症対応型通所介護費(ⅰ) (旧単独型)	(一) 3時間以上 4時間未満	経過的要介護 (〇〇単位)	×〇〇/100				
			要介護1 (〇〇単位)					
			要介護2 (〇〇単位)					
			要介護3 (〇〇単位)					
			要介護4 (〇〇単位)					
	要介護5 (〇〇単位)							
	(二) 4時間以上 6時間未満	経過的要介護 (〇〇単位)						
		要介護1 (〇〇単位)						
		要介護2 (〇〇単位)						
		要介護3 (〇〇単位)						
		要介護4 (〇〇単位)						
	要介護5 (〇〇単位)							
	(三) 6時間以上 8時間未満	経過的要介護 (〇〇単位)						
		要介護1 (〇〇単位)						
		要介護2 (〇〇単位)						
要介護3 (〇〇単位)								
要介護4 (〇〇単位)								
要介護5 (〇〇単位)								
(2) 認知症対応型通所介護費(ⅱ) (旧併設型)	(一) 3時間以上 4時間未満	経過的要介護 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	+〇〇単位	1日につき +〇〇単位	
		要介護1 (〇〇単位)						
		要介護2 (〇〇単位)						
		要介護3 (〇〇単位)						
		要介護4 (〇〇単位)						
	要介護5 (〇〇単位)							
	(二) 4時間以上 6時間未満	経過的要介護 (〇〇単位)						
		要介護1 (〇〇単位)						
		要介護2 (〇〇単位)						
		要介護3 (〇〇単位)						
		要介護4 (〇〇単位)						
	要介護5 (〇〇単位)							
	(三) 6時間以上 8時間未満	経過的要介護 (〇〇単位)						
		要介護1 (〇〇単位)						
		要介護2 (〇〇単位)						
要介護3 (〇〇単位)								
要介護4 (〇〇単位)								
要介護5 (〇〇単位)								
ロ 認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上 4時間未満	経過的要介護 (〇〇単位)	×〇〇/100					
		要介護1 (〇〇単位)						
		要介護2 (〇〇単位)						
		要介護3 (〇〇単位)						
		要介護4 (〇〇単位)						
	要介護5 (〇〇単位)							
	(2) 4時間以上 6時間未満	経過的要介護 (〇〇単位)						
		要介護1 (〇〇単位)						
		要介護2 (〇〇単位)						
		要介護3 (〇〇単位)						
		要介護4 (〇〇単位)						
	要介護5 (〇〇単位)							
	(3) 6時間以上 8時間未満	経過的要介護 (〇〇単位)						
		要介護1 (〇〇単位)						
		要介護2 (〇〇単位)						
要介護3 (〇〇単位)								
要介護4 (〇〇単位)								
要介護5 (〇〇単位)								

ハ 栄養マネジメント加算 (1日につき 〇〇単位を加算)

ニ 口腔機能向上加算 (1日につき 〇〇単位を加算)

### 3 小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	登録者数が登録定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準に満たない場合 又は
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1日につき)	経過的要介護 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100
	要介護1 (〇〇単位)			
	要介護2 (〇〇単位)			
	要介護3 (〇〇単位)			
	要介護4 (〇〇単位)			
要介護5 (〇〇単位)				
ロ 初期加算 (1日につき 〇〇単位を加算)				

### 4 認知症対応型共同生活介護費

基本部分		注		注
		利用者の数が利用定員を超える場合	介護従業者の員数が基準に満たない場合 又は	夜間ケア加算
イ 認知症対応型共同生活介護費	要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	+〇〇単位
	要介護2 (〇〇単位)			
	要介護3 (〇〇単位)			
	要介護4 (〇〇単位)			
	要介護5 (〇〇単位)			
ロ 短期利用共同生活介護費	要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	+〇〇単位
	要介護2 (〇〇単位)			
	要介護3 (〇〇単位)			
	要介護4 (〇〇単位)			
	要介護5 (〇〇単位)			
ハ 初期加算 (1日につき 〇〇単位を加算(ロの場合を除く。))				
ニ 医療連携体制加算 (1日につき 〇〇単位を加算)				

※ 介護従事者の人員配置減算を適用する場合には、夜間ケア加算は算定できない。

5 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注
		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	専従の機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画を作成した場合
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費	要介護1 ( 〇〇 単位)	×〇〇/100	+〇〇単位
	要介護2 ( 〇〇 単位)		
	要介護3 ( 〇〇 単位)		
	要介護4 ( 〇〇 単位)		
	要介護5 ( 〇〇 単位)		
ロ オンコール体制加算 (1日につき 〇〇単位を加算)			

6 地域密着型介護福祉施設サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注		
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合		入所者の数が入所定員を超える場合	介護・看護職員又は介護支援専門員の人数が基準に満たない場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット前に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	重症化対応加算	重症化対応未実施減算	専従の機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画を作成した場合は	専従の常勤医師を配置している場合は	精神科医師による作業指導が月2回以上行われている場合は	専従の障害者生活支援員を配置している場合は
イ 地域密着型介護福祉施設サービス	(1) 地域密着型介護福祉施設サービス費(1) (1日につき)	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位
	(2) 旧措置入所者地域密着型介護福祉施設サービス費(1) (1日につき)	要介護1 (〇〇単位) 要介護2・3 (〇〇単位) 要介護4・5 (〇〇単位)	要介護1 (〇〇単位) 要介護2・3 (〇〇単位) 要介護4・5 (〇〇単位)							
ロ ユニット型介護老人福祉施設における地域密着型介護福祉施設サービス	(1) ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費(1) (1日につき)	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)	×〇/100	-〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位
	(2) ユニット型旧措置入所者地域密着型介護福祉施設サービス費(1) (1日につき)	要介護1 (〇〇単位) 要介護2・3 (〇〇単位) 要介護4・5 (〇〇単位)	要介護1 (〇〇単位) 要介護2・3 (〇〇単位) 要介護4・5 (〇〇単位)							
ハ サチライ型地域密着型介護福祉施設サービス	(1) 地域密着型介護福祉施設サービス費(1) (1日につき)	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位
	(2) 地域密着型介護福祉施設サービス費(2) (1日につき)	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)							
ニ ユニット型サチライ型介護老人福祉施設における地域密着型介護福祉施設サービス	(1) ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費(1) (1日につき)	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)	×〇/100	-〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位
	(2) ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費(2) (1日につき)	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)							

注 外泊費用	入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき320単位を算定
注 安全管理体制未実施減算 (1日につき 〇〇単位を減算)	
注 身体拘束禁止未実施減算 (1日につき 〇〇単位を減算)	
ホ 初期加算 (1日につき 〇〇単位を加算)	
ヘ 退所時等相談援助加算 (1) 退所前後訪問相談援助加算 (入所中1回(又は2回)、退所後1回を限度に〇〇単位を算定) (2) 退所時相談援助加算 (〇〇単位) (3) 退所前連絡加算 (〇〇単位)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
ト 栄養管理体制加算 (1) 管理栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算) (2) 栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)	
チ 栄養マネジメント加算 (1日につき 〇〇単位を加算)	
リ 経口移行加算 (1日につき 〇〇単位を加算)	
ヌ 服薬加算 (1日につき 〇〇単位を加算)	
ル ターミナルケア加算 (1) ターミナルケア加算(Ⅰ)施設・在宅死の場合 (2) ターミナルケア加算(Ⅱ)(1)以外の場合	
ヲ 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 〇〇単位を加算)	
ワ ホームシェアリング対応加算 (1日につき 〇〇単位を加算)	
カ 小規模住宅集合型施設加算 (1日につき 〇〇単位を加算)	

1 介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分				注	注		注	注	注
				2時間以上3時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	利用者の数が利用定員を超える場合	又は 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	6時間以上8時間未満の介護予防認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合	専従の機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画を作成した場合	入浴介助を行った場合
イ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅰ)	(1) 介護予防認知症対応型通所介護費(i)(旧単独型)	(一) 3時間以上4時間未満	要支援1 (単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	8時間以上9時間未満の場合 +〇〇単位 9時間以上10時間未満の場合 +〇〇単位	+〇〇単位	1日につき +〇〇単位
			要支援2 (単位)						
		(二) 4時間以上6時間未満	要支援1 (単位)						
			要支援2 (単位)						
		(三) 6時間以上8時間未満	要支援1 (単位)						
			要支援2 (単位)						
	(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(ii)(旧併設型)	(一) 3時間以上4時間未満	要支援1 (単位)	×〇〇/100					
			要支援2 (単位)						
		(二) 4時間以上6時間未満	要支援1 (単位)						
			要支援2 (単位)						
		(三) 6時間以上8時間未満	要支援1 (単位)						
			要支援2 (単位)						
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上4時間未満	要支援1 (単位)	×〇〇/100	8時間以上9時間未満の場合 +〇〇単位 9時間以上10時間未満の場合 +〇〇単位					
		要支援2 (単位)							
	(2) 4時間以上6時間未満	要支援1 (単位)							
		要支援2 (単位)							
	(3) 6時間以上8時間未満	要支援1 (単位)							
		要支援2 (単位)							
ハ 栄養マネジメント加算 (1日につき 〇〇単位を加算)									
ニ 口腔機能向上加算 (1日につき 〇〇単位を加算)									

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注	
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	登録者数が登録定員を超える場合 又は 介護・看護職員の員数が基準に満たない場合
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費 (1日につき)	要支援1 ( 〇〇 単位)	×〇〇/100	×〇〇/100
	要支援2 ( 〇〇 単位)		
ロ 初期加算 (1日につき 〇〇単位を加算)			

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注		注
			利用者の数が利用定員を超える場合	介護従業者の員数が基準に満たない場合 又は	夜間ケア加算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	要支援2	( 〇〇 単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	1日につき +〇〇単位
ロ 介護予防短期利用共同生活介護費	要支援2	( 〇〇 単位)			1日につき +〇〇単位
ハ 初期加算 (1日につき 〇〇単位を加算)					

※ 介護従事者の人員配置減算を適用する場合には、夜間ケア加算は算定できない。